

秘密指定解除

公文書監理室

貴電ア北第1444号に関し、

7日昼、懇談の席で、当地出張中のア北長より外務部東北亜一課長に対し、冒頭貴電1.の要請を行った。また、併せて、我が国としては、いわゆる日韓請求権協定の枠組みに影響を与えかねない補償的な性格の金銭の支出には応じられない旨及び韓国側において他に考え方があれば、これを聴取し検討することはできよう旨付言しおいた。これに対し先方は、大韓赤十字社等から事実関係を聴取の上で回答したき旨述べた。

(了)